

は孔子像と神位（神霊の座としてしつらえられた場所）が、その左右には四配（孔子の弟子である顔子、曾子、子思子及び孟子）の神位がそれぞれ置かれている。

啓聖祠は、孔子の父である啓聖公と四配の祖先が祀られた祖廟（祖先の霊を祀る建物）であるが、釋奠祭禮の一部が行われるほかは、参加人関係者によって拝所（神霊がよりつく聖域）として使用されているのみであり、一般公開されていない。

(イ) 本件施設の前身である旧至聖廟から孔子像や各神位を本件施設に移転する遷座式という儀式に先立ち、旧至聖廟において、遷座御願という儀式が執り行われた。遷座御願においては、ユタ（神霊や死霊などの超自然的存在と直接に接触・交流する呪術・宗教的職能者）による祈祷が行われた。

(ウ) 儒教の信者たちは、本件施設において礼拝を行っている上、以前は本件施設において、大成殿の香炉灰が封入された学業成就（祈願）カードが販売されていた。

(エ) これらの事実に照らせば、本件施設は、その利用態様からみても、宗教的儀式を行うための宗教的施設に当たることが明らかである。

ウ 釋奠祭禮が宗教上の行為であること

本件施設では、平成25年の移設以来、毎年孔子の誕生日とされる9月28日に釋奠祭禮が行われているところ、これは、孔子の霊を至聖門正門から迎え入れ、その魂魄を現世に呼び戻し、供物を饗応した後、再び至聖門正門から送り返すというものであり、超自然的存在である孔子の霊を招魂再生して饗応するという儒教的死生観に基づく儀式であるから、宗教上の行為に当たるとは明らかである。

エ 参加人が宗教団体であること

参加人は、本件施設という宗教的施設を所有し、釋奠祭禮等の宗教上の

行為を行い、もって特定の宗教である儒教ないし道教の信仰、礼拝又は普及の宗教的活動を事業の核とする団体であり、宗教団体に当たることは明らかである。

オ その他の孔子廟について

被告ら及び参加人は、多久聖廟、足利学校、湯島聖堂等の国内に存在するその他の孔子廟（以下「その他孔子廟」という。）と同様、本件施設も歴史・文化の保全のための施設である旨主張する。

しかし、その他孔子廟は、いずれも学問所として創建された歴史を有し、創建当時から宗教的性格が希薄であったのに対し、本件施設は、福建省出身の渡来人である久米三十六姓と呼ばれる一族の宗旨として持ち込まれ、専ら祖先崇拝の祭祀と一族のアイデンティティの確保を目的とするものであり、歴史的背景を異にする。この点に加え、その他孔子廟の管理運営主体が公益財団法人又は市の教育委員会であるのに対し、本件施設の管理運営主体である参加人は一般社団法人であること、多久聖廟や足利学校で行われる釋奠は、県又は市の重要無形文化財に指定され、足利学校は国の史跡重要文化財であるのに対し、本件施設及び釋奠祭禮は文化財に指定されていないことも踏まえると、その他孔子廟と本件施設とは質的に異なる。

カ 小括

以上によれば、本件設置許可等は、その直接の効果として、参加人が本件施設を利用した礼拝及び釋奠祭禮等の宗教上の行為を行うことを容易にしているものといえ、一般人の目から見て、被告那覇市は特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものであるから、憲法20条3項、89条に違反する。

【被告ら及び参加人の主張】

ア 儒教が宗教ではないこと

儒教は、江戸時代に、孔子の唱える倫理政治規範を体系化した学問として日本国内に受容されたものであり、宗教には該当しないところ、久米村に持ち込まれた儒教も同様である。

イ 本件施設は宗教的施設ではないこと

本件施設は、孔子の教えを学問的に研究し、沖縄に約570年前に渡来して中国文化を伝承した久米三十六姓の先人たちの功績を含む久米地域の歴史、文化を知らしめる施設であり、都市公園法2条に規定する公園施設のうち教養施設（体験学習施設）に該当する。

日本における孔子廟は、江戸幕府の文教施策によって、藩校などの教育機関として建設されているところ、本件施設も、歴史文化に関する教養講座が開催されていることなどから明らかなおり、宗教的活動を目的とする施設ではない。

ウ 釋奠祭禮が宗教上の行為ではないこと

釋奠祭禮は、久米村の蔡堅が、中国から孔子及び四配の絵像を持ち帰って祭典を行ったことで始まったもので、琉球王国と中国との外交関係を深めるとともに、孔子の実践的な教えを広めるために行われたものである。現在の釋奠祭禮も、孔子の教えを広めるためだけではなく、久米三十六姓の歴史や、久米村と中国との外交交流の歴史を保存することで、沖縄独特の文化・歴史を守り、沖縄を含む東洋文化を伝えることを目的としており、宗教上の行為には当たらない。

釋奠祭禮においては、式次第において「送神」「迎神」などの言葉が使われ、供物や上香が行われていることは認めるが、これは、沖縄独特の歴史・文化や学問等を伝え、本件施設の観光資源としての価値も高めるため、過去の行事の再現を行っているが故の形式的な表現にすぎない。

エ 参加人は宗教団体ではないこと

参加人は、本件施設を広く一般に公開し、かつての琉球王朝の発展に多

大な功績を築いた久米三十六姓の歴史研究，論語を中心とする東洋文化の普及並びに人材育成を図り，もって地域社会への貢献，世界平和に寄与することを目的とする一般社団法人であって，宗教法人ではない。

また，参加人は，中国から那覇市の久米地区に移住した外交文書の作成，通訳，航海技術指南に尽力した技術的職能集団である久米三十六姓の子孫が，至聖廟の維持管理や釋奠祭禮の執行，儒学の普及のために結成したものであり，実際の活動内容に照らしても，宗教団体に当たるとはいえない。

オ その他の孔子廟について

国内に存在するその他孔子廟においては，本件施設と類似した孔子廟が存在し，釋奠祭禮と同様の行事が行われているが，これらの孔子廟の中には，公共団体自身が孔子廟やその敷地を所有して自ら管理運営したり，管理運営を委託して公金や補助金を支出したりしているところがあるほか，釋奠祭禮と同様の行事に公共団体の長が積極的に関わり，用具の購入等に公金を支出している例もある。その他孔子廟においてこのような扱いが見られるのは，一般に，孔子廟は，儒学を始めとする学問の振興のために建設され，その歴史・文化の保全や観光振興に寄与してきた施設であり，また，孔子廟で行われる行事は各地の歴史・文化の保全のために行われているためである。

本件施設も，その他孔子廟と同様，歴史・文化の保全のための施設である。

カ 小括

以上によれば，本件設置許可等は，憲法20条3項，89条に反しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（17号事件に係る訴えの適法性）について

(1) 本件設置許可の取消しを求める訴え（請求の趣旨第1項）について

住民訴訟の目的が，住民に違法な財務会計上の行為又は怠る事実につき予

防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することにあることに照らすと、住民訴訟の対象は、地方自治法242条1項の行為又は怠る事実該当するもののうち、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は怠る事実限定され、それ以外の一般行政上の行為又は怠る事実は、住民訴訟の対象とはなり得ないものと解すべきである（最高裁昭和51年3月30日第3小法廷判決・集民117号337頁、最高裁昭和53年3月30日第1小法廷判決・民集32巻2号485頁、最高裁平成2年4月12日第1小法廷判決・民集44巻3号431頁参照）。

前記のとおり、本件設置許可は、都市公園法及びこれに基づく那覇市公園条例に根拠を有するものである。都市公園法は、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律であり（同法1条）、都市公園に設置される公園施設は、植栽等の修景施設、休憩所等の休養施設、ぶらんこ等の遊戯施設、野球場等の運動施設、植物園等の教養施設など、都市公園の効用を全うするために設けられる施設である（同法2条2項各号）。地方公共団体が設置する都市公園は、当該地方公共団体が公園管理者として管理するものとされているところ（同法2条の3）、当該公園管理者以外の者は、当該公園管理者が自ら設置、管理することが困難である場合又は当該公園管理者以外の者が設置、管理することが当該都市公園の機能の増進に資する場合に限り、公園管理者の許可の下で、都市公園内に公園施設を設けることができる（同法5条1項）。

これらの都市公園法の定めに鑑みると、都市公園の公園管理者たる地方公共団体が、公園管理者以外の者に対して都市公園に公園施設を設置することを許可するに当たって判断すべき事項は上記要件の充足性であり、具体的には、設置を予定する公園施設が当該公園管理者により設置、管理されることが困難であるか、又は当該公園管理者以外の者によって設置、管理されることが当該都市公園の機能の増進に資するか否かである。そして、当該都市公